

相続診断士が伝える

「笑顔相続のススメ」

第9回

義姉の寄付分相当額に配慮

までは回復しました。ただ、右半身に麻痺が残ったため、何をするにもひとりでは困難な状況でした。

血のつながりのない夫の母でした
が、実の母と思い献身的に世話をし
てきました。義母も最初は戸惑つて
いましたが、毎日のように「優子さ
ん、ありがとう。本当に実の娘のよ
うだわ」と言つてくれるようになり、
介護もそれほど嫌と思つたことはあ
りませんでした。

一緒に買い物に出かけたり、外食
をしたりと本当に仲の良い嫁姑で、
実の親子と間違われることもありま
した。ただ、年齢を重ねるとともに
徐々に病に臥せることも増え、最初
に倒れてから10年の月日が流れ85歳
になつたある朝、義母は眠るようにな
くなつたのです。

*
義理の母の四十九日法要を終えホ
ツとひと息ついたとき、義妹が「お
義姉さんは関係がないので、席を外
してもらいますか」と私に言いました。
「関係ない」という言葉が、私
の心にグサリと突き刺さりました。

ちょうど今日のような寒い10年前
の朝、義母が脳梗塞で倒れました。
一時は寝つきになるかもしれない
と医師に告げられましたが、賢明な
ハビリの結果、歩けるようになる

まで回復しました。ただ、右半身に
麻痺が残ったため、何をするにもひ
とりでは困難な状況でした。

血のつながりのない夫の母でした
が、実の母と思い献身的に世話をし
てきました。義母も最初は戸惑つて
いましたが、毎日のように「優子さ
ん、ありがとう。本当に実の娘のよ
うだわ」と言つてくれるようになり、
介護もそれほど嫌と思つたことはあ
りませんでした。

一緒に買い物に出かけたり、外食
をしたりと本当に仲の良い嫁姑で、
実の親子と間違われることもありま
した。ただ、年齢を重ねるとともに
徐々に病に臥せることも増え、最初
に倒れてから10年の月日が流れ85歳
になつたある朝、義母は眠るようにな
くなつたのです。

*
義母の相続人は、夫と横浜に住む
5歳下の義妹です。相続財産は私た
ち家族が義母と同居していた世田谷
区の住宅(5000万円)と、夫が受
取人の保険が1000万円、そのほ
かに預金が4000万円ありました。
義妹の要求は、法定相続分どおり
に財産を分けることでした。

しかし、義妹が言つた「お義姉さ
んは関係ないから」という言葉が、
母の面倒をみてきたのか? 義妹か
らは、「ありがとう」や『すみません』
の言葉をかけられたことが一度もな
かつた」

そんな義妹が、義母の財産を当た
り前のように夫と同じ割合で要求す
ることが、私には許せませんでした。

金額の問題ではありません。私が
10年間尽くしたことに対する報いや
ねぎらいもなく「関係ない」で片づ
けられてしまうことがどうしても耐
えられなかつたのです。

結婚して30年間、夫に異を唱えた
り喧嘩をしたことはほとんどありま
せんでしたが、初めて、夫に意見を
心に戻つてきました。

お義母さんの優しい笑顔が、私の

もいかず、また共有名義にもするわ
けにもいかず、夫が住宅5000万
円と生命保険1000万円から代償
金1000万円を差し引き、義妹が
万円を受け取るという提案でした。
夫も「法律がそうなつているなら仕
方ないか」といった様子でした。

しかし、義妹が言つた「お義姉さ
んは関係ないから」という言葉が、
母の面倒をみてきたのか? 義妹か
らは、「ありがとう」や『すみません』
の言葉をかけられたことが一度もな
かつた」

そんな義妹が、義母の財産を当た
り前のように夫と同じ割合で要求す
ることが、私には許せませんでした。
金額の問題ではありません。私が
10年間尽くしたことに対する報いや
ねぎらいもなく「関係ない」で片づ
けられてしまうことがどうしても耐
えられなかつたのです。

そこから先は、手を握り合い2人
とも泣き崩れました。義妹の言葉に
嘘はなく、本当に反省し感謝をして
くれていることが伝わり、胸のつか
えがスッとなくなりました。

遺産分割協議書の調印の日、義妹
が我が家にやってきました。私の顔
を見るなり「お義姉さん、本当に申
し訳ございませんでした。そして母
のことを実の母親のよう面倒を見
ていただきことに心からお礼申し
上げます」と言つてくれたのです。

それから夫は、いろいろと考えて
くれたようです。義妹と話し合いを
重ね、私への寄与分相当として、生
命保険金はそのまま夫が受け取るこ
ととなりました。

それから夫は、いろいろと考えて
くれたようです。義妹と話し合いを
重ね、私への寄与分相当として、生
命保険金はそのまま夫が受け取るこ
ととなりました。



小川 実

一般社団法人相続診断協会
代表理事

一般社団法人相続診断協会代表
理事、税理士法人HOP代表社
員、税理士・自ら笑顔相続の伝
道師と命名している。「Q & A相
続税大増税に備える“笑顔相続”
のススメ」(ぎょうせい)発行中。

F